

松江市交通安全対策会議総会

日時 令和6年7月19日(金) 13:30 ～

場所 松江市役所 新庁舎 3階 第二常任委員会室

次 第	(頁)
1 開 会	
2 松江市交通安全対策会議会長挨拶	
3 委員紹介	1
4 副会長の選出	
5 感謝状贈呈(令和3年度指定交通安全モデル事業所)	4
6 指定書交付(令和6年度指定交通安全モデル事業所)	5
7 報告事項	
(1) 第11次松江市交通安全計画における目標の進捗状況について	6
(2) 令和5年度活動報告	6
(3) 令和5年度重点施策実施状況	6
8 議 事	
令和6年度重点施策(案)について	8
9 講 話	
～交通事故の現況と対策～	
松江警察署長 伊藤 益彦 氏	
10 閉 会	

松江市交通安全対策会議 委員名簿

機 関 名	職 名	氏 名	委 嘱 期 間	出 欠	備 考
松 江 市	市 長	上 定 昭 仁			
松 江 警 察 署	署 長	伊 藤 益 彦	その職にある間	出	新任
松江市交通安全対策連絡協議会	会 長	出 川 修 治	R5.6～R7.5	出	
松江市交通安全対策会議	参 事	曾 田 二 朗	R5.6～R7.5	出	
中国運輸局島根運輸支局	支局長	小早川 雄二	その職にある間	出 (代理)	新任
中国地方整備局松江国道事務所	所 長	三 浦 倫 秀	その職にある間	出 (代理)	新任
松 江 県 土 整 備 事 務 所	所 長	中 村 壽 浩	その職にある間	出 (代理)	新任
松江市町内会自治会連合会	常任理事	白 石 照 雄	R5.6～R7.5		
松 江 市 小 学 校 長 会	幹 事	井 上 孝 弘	R5.6～R7.5		
松 江 市 中 学 校 長 会	委 員	山 根 斉 浩	R5.6～R7.5	出	
松江市幼稚園・こども園 白鳥クラブ連合会	会 長	清 山 久 美 子	R5.6～R7.5	出	新任
島根県公立高等学校長協会	委員 (交通担当)	多々納 雄二	R5.6～R7.5	出	新任
松江市交通安全母の会	会 長	万 代 悦 子	R5.6～R7.5	出	
松江市公民館長会	幹 事	本 多 千 景	R5.6～R7.5	欠	
松江市高齢者クラブ連合会	副 会 長	池 本 光 政	R5.6～R7.5	出	
(一社)島根県旅客自動車協会 松 江 支 部	松江支部支部長	福 田 宏 二	R5.6～R7.5	出	
一 畑 バ ス (株)	取締役執行役員 乗合部長	井 上 和 広	R5.6～R7.5		
(公社)島根県トラック協会 松 江 支 部	支 部 長	佐 藤 正 幸	R5.6～R7.5	出 (代理)	
(一社)島根県自動車整備振興会 松 江 支 部	支 部 長	豊 島 圭 介	R5.6～R7.5	出	
島根県自動車販売協会	会 長	野々村 健造	R5.6～R7.5	欠	
島根県軽自動車協会	専務理事	目 附 恵 已	R5.6～R7.5	出	
(一社)松江市交通安全協会	会 長	三 島 進	R5.6～R7.5	出	
松江地区安全運転管理者協会	会 長	櫻 井 誠 己	R5.6～R7.5	出 (代理)	
島根県自転車商協同組合 松 江 支 部	支 部 長	石 倉 精 二	R5.6～R7.5	出	
松 江 市 教 育 委 員 会	教 育 長	藤 原 亮 彦	その職にある間	欠	
松 江 市 交 通 局	局 長	須 山 敏 之	その職にある間	出	
松 江 市	総務部長	小 村 隆	その職にある間	出	
〃	都市整備部長	井 上 雅 雄	その職にある間	出	
松 江 市 消 防 本 部	消 防 長	井ノ下 秀彦	その職にある間	出	新任

松江市交通安全対策会議条例

〔平成 17 年 3 月 31 日〕
〔松江市条例第 22 号〕

改正 平成 17 年 5 月 23 日条例第 389 号

平成 26 年 3 月 26 日条例第 1 号

（設置）

第 1 条 交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、
松江市交通安全対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 会議は、次に掲げる事務を行う。

- （1）松江市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、松江市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な
施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

（組織）

第 3 条 会議は、会長、副会長、参事及び委員 40 人以内をもって組織する。

（会長）

第 4 条 会長は、市長をもって充てる。

（副会長及び参事）

第 5 条 副会長及び参事は、委員の互選により選出する。

- 2 副会長は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 参事は、会長及び副会長を補佐する。

（委員）

第 6 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する者をもって充てる。

- （1）国の関係地方行政機関の職員
 - （2）島根県の職員
 - （3）島根県警察の警察官
 - （4）松江市の職員
 - （5）松江市消防本部の消防職員
 - （6）学識経験のある者
 - （7）前各号に掲げるもののほか、交通安全推進団体等の代表者
- 2 前項第 6 号及び第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、
前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、非常勤とする。

（特別委員）

第7条 会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、市長が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 特別委員は、非常勤とする。

(幹事)

第8条 会議に、幹事 25 人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(事務局)

第9条 会議の事務は、総務部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 17 年 5 月 23 日松江市条例第 389 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日松江市条例第 1 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

松江市交通安全モデル事業所への感謝状贈呈

(指定期間：令和3年7月1日～令和6年6月30日)

- 株式会社 島根事務機
- 独立行政法人 地域医療機能推進機構 玉造病院
- 島根県農業協同組合 くにびき地区本部 古江支店
- あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社 島根支店
- 株式会社 金見工務店
- いすゞ自動車中国四国 株式会社 広島・島根支社松江支店
- 専門学校 坪内総合ビジネスカレッジ（松江国際キャンパス）
- 松江市立朝酌幼稚園
- 松江市役所 宍道支所

令和6年度松江市交通安全モデル事業所の指定(案)について

	事業所名	所在地	業種別
1	株式会社 たいよう共済 島根支店	殿町516	金融・保険
2	公益財団法人 島根県暴力追放県民センター	殿町383 山陰中央ビル703-1	その他
3	根っこや 株式会社	東出雲町揖屋2299-4	その他
4	セコム山陰 株式会社	北陵町34	その他
5	鹿島 多久の湯	鹿島町北講武885-7	その他
6	松江市立しんじ保育園	宍道町宍道458-2	学校
7	松江市立八雲学校給食センター	八雲町西岩坂874-3	市機関
8	積水ハウスリフォーム 株式会社	嫁島町10-15	土木・建設
9	有限会社 MR.TASTE 仕出し 弁当 ぼん	末次町64	その他
10	株式会社 トヨタレンタリース島根 松江駅南店	東朝日町67-3	自動車

(参考)

令和5年度

	事業所名	所在地	業種別
1	松江森林組合	乃白町219	その他
2	島根県立盲学校	西浜佐陀町468	学校
3	島根県赤十字血液センター	大輪町420-21	病院・福祉
4	公益社団法人 島根県トラック協会	東朝日町194-1	自動車
5	松江市立白潟保育所	灘町1-57	学校
6	ホンダカーズ 島根東 黒田店	黒田町434-1	自動車
7	社会福祉法人 湖北ふれあい あいかの里	岡本町1138-1	病院・福祉
8	松江市北消防署 北部分署	西長江町41-2	市機関
9	松江少年鑑別所	中原町195	国機関
10	富士湖南 株式会社	玉湯町湯町113-7	自動車

令和4年度

	事業所名	所在地	業種別
1	株式会社 松江浜乃木自動車教習所	浜乃木3-5-2	その他
2	島根県遊技業協同組合	袖師町10-13	その他
3	社会福祉法人 かしま福祉会	鹿島町北講武885-6	病院・福祉
4	島根県農業協同組合 くにびき地区本部 川津支店	西川津町665-1	金融・保険
5	安島工業 株式会社	東津田町1256-1	土木・建設
6	島根日野自動車 株式会社	東出雲町出雲郷881	自動車
7	西日本高速道路 株式会社 中国支社 松江高速道路事務所	玉湯町布志名968-9	国機関
8	島根県歯科技術専門学校	南田町141-9	学校
9	松江市立たまゆ幼稚園	玉湯町湯町717	学校
10	松江市役所 島根支所	島根町加賀1175-1	市機関

報告事項

1 第11次松江市交通安全計画における目標の進捗状況について

(1) 交通安全計画の目標

ア 道路交通の安全

- ① 交通事故発生件数 180件以下
- ② 交通事故死者数 3人以下
- ③ 交通事故重傷者数 35人以下

イ 踏切事故件数 0（ゼロ）件

(2) 目標の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・別冊資料1～6頁参照

ア 道路交通の安全

- ❶ 交通事故発生件数 302件
- ❷ 交通事故死者数 5人
- ❸ 交通事故重傷者数 57人

イ 踏切事故件数 0件

ウ 交通事故発生件数の前年対比増減率 $\pm 0.7\%$

エ 全国県庁所在地の交通事故発生件数（人口10万人当たり） 第3位

2 令和5年度活動報告

令和5年度松江市交通安全対策会議活動報告・・・・・・・・別冊資料7頁参照

3 令和5年度重点施策実施状況

(1) 自転車運転者のマナーアップ作戦

ア 令和5年秋の全国交通安全運動期間中の9月29日、市内の主要交差点26箇所（各地区ごとに設定）において、「自転車マナーアップ街頭指導」を実施した。

令和5年春の全国交通安全運動期間中の5月19日にも「自転車マナーアップ街頭指導」を計画していたが、大雨のため中止した。

イ 松江警察署指定の自転車指導啓発重点地区・路線（1年間指定）について、松江警察署とタイアップして、指導啓発活動を実施した。

ウ 自転車利用者を対象に、自転車損害賠償保険への加入促進を呼びかけるポスターを作成し、市内駅及び学校等の施設に掲示した。

エ 県交通対策課、松江警察署と連携し9月27日県庁周辺において、自転車のヘルメット着用を訴える啓発を実施した。

・・・・・・・・別冊資料8～10頁参照

(2) 交通危険箇所の改善対策

ア 各地区交通安全対策協議会から改善要望を受付け、関係機関等と協議し、当該地区交通安全対策協議会に対応の可否を回答した。

イ 令和5年度（令和6年度対応）の要望件数と対応件数は次表のとおりである。

（単位：件）

	カーブミラー	ガードレール	信号機	横断歩道	一時停止	その他	合計
要望件数	87	22	13	14	5	327	468
対応件数	17	18	2	0	1	222	260

（その他は、道路改良、速度規制、街路灯新設等の要望） 対応率：55.6%

(3) 松江市交通安全モデル事業所指定事業

ア 令和5年度は10事業所を新規指定し、令和3年度（10事業所）、令和4年度（10事業所）と合わせて30の事業所が交通安全活動に取り組んだ。

イ 令和5年度交通安全モデル事業所の活動状況・・・別冊資料11頁参照

(4) 松江市交通安全地区教育指導員制度事業

ア 令和5年4月から90人の交通安全地区教育指導員が各地区における交通安全教室の開催等による交通安全教育等に取り組んだ。

イ 令和5年度松江市交通安全教育指導推進委員会活動状況

・・・別冊資料12～18頁参照

(5) 交通渋滞緩和対策

ア ノーマイカーデーを毎月1日と20日に実施

イ 交通安全モデル事業所に対し、ノーマイカー運動への協力要請

ウ 各地区交通安全対策協議会に協力を依頼

(6) 「交通安全県民の日」等における街頭指導

毎月1日の「交通安全県民の日」・「ノーマイカーデー」、毎月18日の「自転車・二輪車交通安全指導の日」、5月20日・9月30日の「交通事故死ゼロを目指す日」に市内主要交差点において、松江警察署員、松江市交通指導員、各学校の教員、各地区交通安全関係者等が参加して、街頭指導や監視活動を実施し、市民の交通安全活動に取り組んだ。

(7) 暴走族追放、暴走運転等排除活動の推進

近年、集団暴走行為は沈静化してきているものの、継続して情報共有を図るため、「松江駅周辺地域暴走族根絶対策推進会議」を白潟公民館において開催した。

令和6年度重点施策（案）について

1 自転車利用者のマナーアップ作戦

- (1) 「自転車安全利用五則」を活用した自転車利用者の交通ルールの遵守（特に、ヘルメットの着用）と交通マナーの周知徹底を図る。
- (2) 交通安全教室や春・秋の全国交通安全運動等を中心にした街頭指導の実施や松江警察署指定の自転車指導啓発重点地区・路線（1年間指定）について、松江警察署とタイアップしてマナーアップに取り組む。

2 交通危険箇所の改善対策

各地区交対協の要望を的確に把握し、関係機関との連携を密にして、交通危険箇所の解消を進め、より良い交通環境の整備を図る。

3 松江市交通安全モデル事業所指定事業

松江市内の事業所の中からモデル事業所を指定し、事業所が自ら交通安全活動に取り組み、交通事故のない住みよい街づくりに寄与する。

令和6年度は10事業所を新たに指定し、令和5年度（10事業所）、令和4年度（10事業所）の各年度指定の事業所と合わせて30事業所による地域に溶け込んだ交通安全諸活動の強化を働きかける。

4 松江市交通安全地区教育指導員制度事業

- (1) 令和6年4月1日現在90名の地区教育指導員が、参加体験型の交通安全教室等の交通安全教育に積極的に取り組む。

効果的な活動とするために、教育指導員に対する指導技術の向上を目的とした研修を実施する。

(2) 指導重点

- ア 高齢者の交通事故防止
- イ こどもの交通事故防止
- ウ 飲酒運転の根絶
- エ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- オ 自転車の安全利用の推進

5 交通渋滞緩和対策

交通渋滞の緩和と車から排出されるCO²削減のため、「ノーマイカーデー」を中心とするノーマイカー運動に取り組む。

6 「交通安全県民の日」等における街頭指導

「交通安全県民の日」（毎月1日）・「ノーマイカーデー」（毎月1日・20日）、「自転車・二輪車交通安全指導の日（18日）」、「交通事故死ゼロを目指す日」（4月10日・9月30日）等を中心に主要交差点において、街頭指導・監視活動を実施し、交通安全意識の高揚を図る。

7 暴走族追放・暴走運転等排除活動の推進

松江警察署管内では暴走族と認定している団体はないものの、単発的な暴走・迷惑行為の防止を図る。

本年7月9日に「松江駅周辺地域暴走族根絶対策推進会議」を朝日公民館において開催し、情報共有を図った。